

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会の開催について

令和5年8月29日
内閣府特命担当大臣決定
令和6年4月1日一部改正
令和6年7月1日一部改正

1. 趣旨

日本学術会議が、学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）を踏まえ、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するため、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成員

懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、懇談会には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 公開等

率直な意見交換を行うため、懇談会は非公開とするが、議事録を作成し、会議後速やかにホームページ等において公開する。

4. 庶務

懇談会の庶務は、大臣官房総合政策推進室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。